

株 主 各 位

岐 阜 県 高 山 市 片 野 町 2121 番 地

株式会社 和 井 田 製 作 所

代表取締役会長兼社長 和 井 田 光 生

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年 6 月 23 日（火曜日）午前10時
2. 場 所 岐阜県高山市花岡町二丁目60番地
ひだホテルプラザ 喜多館 3 階 吉祥の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第86期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで）事業報告
及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第86期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで）計算書類
報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6 名選任の件
- 第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 5 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第 7 号議案 役員賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。（<http://www.waida.co.jp/>）

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における工作機械業界は、内需、外需ともに堅調に推移しており、日本工作機械工業会が発表した3月の受注総額は過去最高額の1,473億円となりました。受注総額は19ヵ月連続で1,000億円を超えており、堅調な受注が継続しております。内需は好調な自動車関連業界の影響や政府補助金の後押しもあり、幅広い分野で高水準の受注となり、外需は北米、欧州、アジアの主要3極で回復基調が継続しております。

このような経済環境下、当社グループは当連結会計年度において、従来持分法適用関連会社であった和井田友嘉精機股份有限公司(台湾)を連結子会社化し、海外生産体制のさらなる強化に努めてまいりました。販売面では、HAAS社(ドイツ)との販売提携契約を継続し、欧州地域での販売体制の強化に引き続き取り組んでおります。

製品開発につきましては、次世代の戦略製品である全自動CNC外周研削盤「APX-101」、全自動プロファイル研削盤「iPG-X」、全自動溝入れ工具研削盤「GIG-202」を開発し、平成26年10月30日から11月4日に東京ビッグサイトにて開催されましたJIMTOF2014(第27回日本国際工作機械見本市)に出展いたしました。各製品について、今後の受注獲得に向けた営業活動に取り組んでおり、一部製品については当連結会計年度の売上高増加に寄与いたしました。

当社グループにおける受注状況としましては、好調な業界動向の影響を受け、当連結会計年度の受注高が前年同期比41.1%増となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,758百万円、営業利益は469百万円、経常利益は491百万円、当期純利益は351百万円となりました。また、輸出高は2,259百万円で、輸出比率は39.2%となっております。

なお、期末配当につきましては、1株につき8円とさせていただきます。

売上高の内容は、次のとおりであります。

区 分	当連結会計年度		前連結会計年度		前期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
金 型 関 連 研 削 盤	1,475,797	25.6	1,927,379	40.8	△451,581	△23.4
切削工具関連研削盤	3,213,460	55.8	1,886,708	39.9	1,326,752	70.3
そ の 他 の 機 械	205,940	3.6	148,000	3.1	57,940	39.1
アフターサービス	863,464	15.0	764,796	16.2	98,668	12.9
合 計	5,758,663	100.0	4,726,883	100.0	1,031,779	21.8

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は147百万円であり、その主なものは、生産設備等の機械装置等の増加によるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① グローバル展開

海外における販売体制として、ドイツのHAAS社との販売提携契約の締結によりヨーロッパ地域向けの海外販売網を構築しており、海外販売体制の強化は継続的な重要課題として取り組んでまいります。

また、当社グループでは、台湾からの部品調達によりコストダウンを図るため、連結子会社である和井田友嘉精機股份有限公司を活用してまいります。さらに、生産委託にも積極的に取り組んでまいります。

② 既存分野における戦略製品開発及び新分野製品への展開

既存分野であります金型関連研削盤及び切削工具関連研削盤の既存製品につきまして、「強み」をさらに強化すべく生産性及び加工品質等の高付加価値製品の継続的開発を行うとともに、新分野製品の事業化を達成できるよう取り組んでまいります。

③ 経営基盤の強化

当社グループでは、経済環境の著しい変化に対応するため、人事制度や生産を中心とした業務システムの抜本的な改革の定着化を図り、各業務の最適化と全体最適の実現に努めてまいります。また、経営基盤の安定化を図るため内部統制制度の着実な運用にも取り組んでまいります。

安全保障輸出管理につきましても、輸出関連法規の遵守に関する内部規程及びマニュアルの厳格な運用に努め、今後重点課題として厳正に対応してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第83期 (平成23年6月21日から 平成24年3月31日まで)	第84期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第85期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第86期 (当連結会計年度) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売 上 高 (千円)	5,510,408	4,601,494	4,726,883	5,758,663
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	788,016	△59,877	38,043	491,059
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	530,337	△164,855	47,288	351,642
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	80.01	△24.87	7.16	54.70
総 資 産 (千円)	9,694,840	8,039,283	7,439,253	8,583,272
純 資 産 (千円)	4,951,118	4,686,975	4,657,630	5,104,531
1株当たり純資産額 (円)	746.92	707.07	724.51	786.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数につきましては、自己株式数を控除しております。
2. 第85期から会計方針を一部変更したことにより、第84期の実績を遡及修正表示しております。
3. 第83期につきましては、事業年度の変更に伴い、平成23年6月21日から平成24年3月31日までの9ヶ月11日間となっております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは工作機械・産業用機械(金型関連研削盤、切削工具関連研削盤及び超精密研削盤)の開発、製造及び販売を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場の状況

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社 ・ 本 社 工 場	岐阜県高山市片野町2121番地
岐 阜 工 場	岐阜県各務原市金属団地191番地
東 京 支 店	東京都港区西新橋二丁目18番2号
中 部 営 業 所	岐阜県各務原市金属団地191番地
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市淀川区西中島四丁目11番21号

② 子会社

名 称	所 在 地
ジャパン・イー・エム株式会社	静岡県浜松市北区豊岡町300番 1
和井田友嘉精機股份有限公司	中華民国台中市

- (注) 当連結会計年度において、従来持分法適用関連会社であった和井田友嘉精機股份有限公司の株式を追加取得し、連結子会社化いたしました。

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計 年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 160	名 7 (増)	歳 41.2	年 14.3

- (注) 1. 従業員数には、他社からの出向者1名、顧問3名及び嘱託3名を含めております。
2. 従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、臨時契約社員及び派遣社員の期中平均人員29名）を含めておりません。
3. 平均年齢及び平均勤続年数は、顧問及び嘱託を除外して算出しております。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ジャパン・イー・エム株式会社	千円 80,000	% 100.0	計測・制御機器及び産業用機械の製造並びに販売
和井田友嘉精機股份有限公司	千NTドル 40,000	% 55.0	工作機械の生産及び販売

- (注) 当連結会計年度において、従来持分法適用関連会社であった和井田友嘉精機股份有限公司の株式を追加取得し、連結子会社化いたしました。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社十六銀行	千円 756,663
株式会社三菱東京UFJ銀行	728,358
岐阜信用金庫	303,350
株式会社名古屋銀行	270,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,028,000株 (自己株式 599,294株を含む)
- (3) 株主数 2,023名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
和 井 田 俣 生	430,060	6.68
和 井 田 光 生	426,500	6.63
株 式 会 社 十 六 銀 行	321,300	4.99
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	321,000	4.99
和 井 田 叔 子	250,000	3.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	246,500	3.83
和 井 田 製 作 所 従 業 員 持 株 会	197,300	3.06
株 式 会 社 ナ ガ セ ス ッ ポ ン 養 殖 場	159,200	2.47
小 野 和 子	145,000	2.25
和 井 田 克 子	121,200	1.88

(注) 持株比率については、自己株式(599,294株)を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	和井田 光 生	
専 務 取 締 役	久 保 朝 義	営業本部長台湾関連協業担当
取 締 役	名 和 芳 治	管理本部長安全保障輸出管理担当
取 締 役	洞 口 秀 臣	本社工場長兼新分野開発室長
取 締 役	藤 井 啓 太	技術本部長兼技術部長
取 締 役	笠 原 信 助	事業戦略担当
常 勤 監 査 役	土 田 民 和	
監 査 役	渡 邊 一	弁護士
監 査 役	山 下 英 一	税理士

- (注) 1. 監査役渡邊一氏及び山下英一氏の両名は、社外監査役であります。
2. 平成26年6月19日開催の第85回定時株主総会において、新たに笠原信助氏が取締役に選任され就任しております。
3. 平成26年6月19日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって、取締役和井田徹生氏、岩崎年男氏及び小川勝彦氏は退任いたしました。
4. 監査役山下英一氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査役渡邊一氏及び山下英一氏の両名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
	名	千円
取 締 役	9	91,400
監 査 役	3	23,900
合 計	12	115,300

- (注) 1. 上記報酬等の額には、社外監査役2名に対する報酬等11,040千円を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額(賞与を含む)を含んでおりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成20年9月17日開催の第79回定時株主総会において年額240,000千円以内(うち社外取締役分は年額20,000千円以内)と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成20年9月17日開催の第79回定時株主総会において年額45,000千円以内と決議されております。

(3) 社外役員等に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
特記すべき重要な事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
特記すべき重要な事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	渡 邊 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門性に基づいた発言を行っております。
監 査 役	山 下 英 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回に出席し、主に税理士としての専門性に基づいた発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

④ 責任限定契約の内容の概要

現時点では、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置くことの有益性を認識しており、これまでも適任者を探してはいましたが、確保することができず、現在にいたっております。

かかる状況下、当社は、平成27年5月1日施行の改正会社法により新設された監査等委員会設置会社制度が、当社にとって最も相応しい機関設計であると判断し、平成27年5月8日開催の取締役会で監査等委員会設置会社制度への移行方針を決議し、そのための議案を平成27年6月23日開催の当社第86回定時株主総会に上程することといたしました。

監査等委員会設置会社制度は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することで取締役会の監督機能を高めるものであり、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に繋がるものと判断しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る 会計監査人の報酬等の額	当社及び子会社が会計監査人に 支 払 う べ き 金 銭 その他の財産上の利益の合計額
千円 19,500	千円 19,500

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性等を勘案し、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

5. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保する体制

当社グループは、会社法・会社法施行規則及びその他関係法・規則に基づく内部統制システムに準拠し、関係会社を含めたコンプライアンス体制の確立及びリスクの管理に努めるとともに、従業員の適切な教育・啓発及び制度の確実な運営により堅固な体制の構築を目指しております。

また、当該内部統制システムの構築は、すみやかに実行するべきものとし、かつ内部統制システムの不断の見直しによってその改善を図りつつ実効性を維持し、もって効率的で適法な企業体制を作ることを目的としております。内部統制の整備状況は、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、企業経営に求められる倫理観、価値観及び遵法精神に基づき誠実に行動し、社会から信頼を得て公正かつ適切な経営を実現するとともに、当社グループ全体におけるコンプライアンスの実践、浸透を率先垂範して行う。
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、各取締役は業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、係る決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- ④ 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、部門長及び常勤監査役等で構成する経営会議において、重要事項の審議、業務及び予算執行状況の確認等を行うことにより、迅速かつ円滑な経営を行う。
- ② 取締役は、社内規程に準拠した適切な付議により施策を決定し、「組織規程」等に基づいて組織的、効率的な会社運営を行う。
- ③ 取締役は、経営理念を機軸として策定する中期経営計画・年度計画に沿って、計画的、効率的に業務を遂行するとともに、報告を通じて計画の進捗状況、業績の達成度合等を確認する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、文書の取り扱い、法令及び社内規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理を行う。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、使用人の職務執行に関する管理運営状況、業務執行状況を監査し、法令及び定款への適合の確保を行う。
- ② 当社は、使用人の職務執行が法令等に適合することを確保するため、使用人に対し必要な教育及び啓発を行う。
- ③ 使用人の職務の執行が法令等に抵触する事態が発生した場合に適切な報告及び対処等が行われる体制を徹底する。

(5) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険に係る規程を制定し、リスク管理に関する方針、体制及び施策等を定め、関係会社を含めたリスク管理を行うものとする。
- ② リスクが現実化し重大な損失の発生が予見される場合は、代表取締役社長から全社に示達し、すみやかに責任者を定め会社全体として対応にあたるものとする。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社の経営管理は、関係会社すべてに適用される「関係会社管理規程」に基づいて業務の適正と効率性を確保する。
- ② 内部監査室は、社内規程に基づき関係会社の経営全般に関する管理運営状況、業務執行状況を監査し、業務の正確性及び信頼性を確保する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととした場合は、監査役の意見を聴取し、その他の関係各者の意見を十分考慮して、適切な知見を有する使用人を配置するものとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととした場合は、使用人の任命または異動については監査役会の同意を要するものとする。
- ② 当該使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時業務の執行状況の報告を行う。
- ② 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、すみやかに監査役に報告し、監査役が当事業の報告を求めた場合または業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速に対応する。
- ③ 取締役は、当社の監査体制と内部統制システム体制との調整を図り、各監査役の意見を十分に尊重し、監査体制の実効性を高める。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で挑み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、一切関係を持たず、経済的利益の供与を行わないことを基本方針とする。また、不当・不正な要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴迫センター・岐阜県企業防衛対策協議会・弁護士等との緊密な提携関係を構築するものとする。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,834,905	流 動 負 債	2,156,563
現 金 及 び 預 金	2,401,993	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	561,455
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,590,722	短 期 借 入 金	520,000
商 品 及 び 製 品	90,188	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	612,988
仕 掛 品	1,179,772	役 員 賞 与 引 当 金	40,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	499,430	未 払 法 人 税 等	91,830
繰 延 税 金 資 産	47,159	そ の 他	330,289
そ の 他	25,886	固 定 負 債	1,322,176
貸 倒 引 当 金	△248	長 期 借 入 金	979,543
		長 期 未 払 金	49,030
		退 職 給 付 に 係 る 負 債	147,010
		そ の 他	146,592
固 定 資 産	2,748,366	負 債 合 計	3,478,740
有 形 固 定 資 産	2,197,032	純 資 産 の 部	
建 物 及 び 構 築 物	781,710	科 目	金 額
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	328,588	株 主 資 本	4,906,839
土 地	853,226	資 本 金	843,300
そ の 他	233,506	資 本 剰 余 金	881,244
無 形 固 定 資 産	35,410	利 益 剰 余 金	3,588,959
投 資 そ の 他 の 資 産	515,923	自 己 株 式	△406,664
投 資 有 価 証 券	354,062	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	147,972
繰 延 税 金 資 産	34,716	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	133,843
そ の 他	127,892	為 替 換 算 調 整 勘 定	14,128
貸 倒 引 当 金	△747	少 数 株 主 持 分	49,719
		純 資 産 合 計	5,104,531
資 産 合 計	8,583,272	負 債 純 資 産 合 計	8,583,272

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,758,663
売上原価		3,743,258
売上総利益		2,015,404
販売費及び一般管理費		1,545,945
営業利益		469,459
営業外収益		
受取利息	1,201	
受取配当金	7,920	
受取賃貸料	27,399	
持分法による投資利益	2,470	
その他	9,510	48,502
営業外費用		
支払利息	20,512	
為替差損	4,348	
その他	2,041	26,902
経常利益		491,059
特別利益		
固定資産売却益	3,575	
補助金収入	5,286	
段階取得に係る差益	5,648	14,510
特別損失		
固定資産除却損	19,947	19,947
税金等調整前当期純利益		485,622
法人税、住民税及び事業税	86,218	
法人税等調整額	47,266	133,484
少数株主損益調整前当期純利益		352,137
少数株主利益		495
当期純利益		351,642

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	843,300	881,244	3,263,032	△406,664	4,580,912
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△25,714		△25,714
当 期 純 利 益			351,642		351,642
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	325,927	—	325,927
当 期 末 残 高	843,300	881,244	3,588,959	△406,664	4,906,839

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	67,139	9,578	76,718	—	4,657,630
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△25,714
当 期 純 利 益					351,642
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	66,704	4,550	71,254	49,719	120,974
当 期 変 動 額 合 計	66,704	4,550	71,254	49,719	446,901
当 期 末 残 高	133,843	14,128	147,972	49,719	5,104,531

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

ジャパン・イー・エム株式会社

和井田友嘉精機股份有限公司

なお、当連結会計年度において、従来持分法適用関連会社であった和井田友嘉精機股份有限公司の株式を追加取得し、連結子会社化いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社はありません。

なお、当連結会計年度において、和井田友嘉精機股份有限公司の株式を追加取得し、同社を連結の範囲に含めたことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ジャパン・イー・エム株式会社の決算日は、連結決算日(3月31日)と一致しております。

連結子会社のうち、和井田友嘉精機股份有限公司の決算日は12月31日ですが、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製	品	個別法
原	材	移動平均法
仕	掛	機械は個別法
		部品は移動平均法
貯	蔵	最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く)
- 法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
- | | |
|------|---------|
| 建 物 | 31年～38年 |
| 機械装置 | 9年～10年 |
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)
- 定額法
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法
- ③ リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月20日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金
- 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法
- 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ② 消費税及び地方消費税の会計処理
- 税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物	114,251千円
土地	163,630千円
計	277,881千円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	380,000千円
1年内返済予定の長期借入金	244,638千円
長期借入金	559,511千円
計	1,184,149千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,327,017千円

3. 偶発債務

下記会社のリース会社とのリース契約等に対する債務について債務保証を行っております。

鄭州市鑽石精密製造有限公司	40,681千円
無錫高晟成型科技有限公司	22,208千円
吳江翔実模具有限公司	10,378千円
その他(13社)	50,304千円
計	123,573千円

4. 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関4社と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,700,000千円
借入実行残高	520,000千円
差引額	2,180,000千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	7,028,000株	— 株	— 株	7,028,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	599,294株	— 株	— 株	599,294株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月19日 定時株主総会	普通株式	25,714	4.00	平成26年3月31日	平成26年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	51,429	8.00	平成27年3月31日	平成27年6月24日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に工作機械の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金は銀行借入れにより調達しております。短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、当社の販売管理規程に従い、営業債権について、営業部の各責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,401,993	2,401,993	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	1,590,722 △248		
	1,590,474	1,590,474	—
(3) 投資有価証券	354,032	354,032	—
資産計	4,346,500	4,346,500	—
(1) 支払手形及び買掛金	561,455	561,455	—
(2) 短期借入金	520,000	520,000	—
(3) 長期借入金(※)	1,592,531	1,587,023	△5,507
(4) 長期未払金	49,030	48,569	△460
負債計	2,723,016	2,717,048	△5,967

(※) 1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金
すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金
すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金
これらの時価については、自己信用リスクを算定し、その将来キャッシュ・フローを残存期間に対する国債の平均利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (4) 長期未払金
長期未払金の時価の算定は、見積りした支払予定時期に基づき、対応する期間の国債の平均利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表 計上額(千円)
非上場株式	30

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3)満期のある金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,397,847	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,590,722	—	—	—
合計	3,988,570	—	—	—

(注4)長期借入金、長期未払金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	612,988	577,988	249,742	122,981	28,832	—
長期未払金	—	13,540	24,900	—	—	10,590
合計	612,988	591,528	274,642	122,981	28,832	10,590

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	786円29銭
1株当たり当期純利益	54円70銭

その他

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,508,091	流 動 負 債	2,057,957
現 金 及 び 預 金	2,239,513	支 払 手 形	247,703
受 取 手 形	322,800	買 掛 金	250,810
売 掛 金	1,257,476	短 期 借 入 金	520,000
商 品 及 び 製 品	90,188	1年内返済予定の長期借入金	599,980
仕 掛 品	1,072,930	未 払 金	116,893
原材料及び貯蔵品	459,417	未 払 法 人 税 等	91,464
前 払 費 用	14,249	未 払 費 用	127,949
繰 延 税 金 資 産	44,824	役 員 賞 与 引 当 金	40,000
そ の 他	6,939	そ の 他	63,155
貸 倒 引 当 金	△248	固 定 負 債	1,233,042
固 定 資 産	2,765,924	長 期 借 入 金	938,391
有 形 固 定 資 産	1,930,637	長 期 リ ー ス 債 務	146,592
建 物	661,289	長 期 未 払 金	49,030
構 築 物	8,739	退 職 給 付 引 当 金	99,028
機 械 装 置	320,225	負 債 合 計	3,290,999
車 両 運 搬 具	7,816	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 備 品	29,832	科 目	金 額
リ ー ス 資 産	203,354	株 主 資 本	4,849,172
土 地	699,380	資 本 金	843,300
無 形 固 定 資 産	34,972	資 本 剰 余 金	881,244
ソ フ ト ウ ェ ア	32,481	資 本 準 備 金	881,244
そ の 他	2,490	利 益 剰 余 金	3,531,292
投資その他の資産	800,314	利 益 準 備 金	100,000
投 資 有 価 証 券	354,062	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,431,292
関 係 会 社 株 式	141,784	別 途 積 立 金	2,600,000
出 資 金	104,164	繰 越 利 益 剰 余 金	831,292
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	150,000	自 己 株 式	△406,664
破 産 更 生 債 権 等	47	評 価 ・ 換 算 差 額 等	133,843
繰 延 税 金 資 産	28,357	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	133,843
そ の 他	22,645	純 資 産 合 計	4,983,016
貸 倒 引 当 金	△747	負 債 純 資 産 合 計	8,274,016
資 産 合 計	8,274,016		

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,505,637
売 上 原 価		3,573,743
売 上 総 利 益		1,931,893
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,457,126
営 業 利 益		474,767
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,088	
受 取 配 当 金	7,918	
受 取 賃 貸 料	22,779	
そ の 他	6,396	39,182
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,042	
為 替 差 損	4,274	
そ の 他	2,041	26,358
経 常 利 益		487,590
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,575	3,575
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	19,947	19,947
税 引 前 当 期 純 利 益		471,219
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	86,013	
法 人 税 等 調 整 額	47,828	133,841
当 期 純 利 益		337,377

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	843,300	881,244	100,000	2,600,000	519,630
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△25,714
当 期 純 利 益					337,377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	311,662
当 期 末 残 高	843,300	881,244	100,000	2,600,000	831,292

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△406,664	4,537,510	67,139	67,139	4,604,649
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△25,714			△25,714
当 期 純 利 益		337,377			337,377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			66,704	66,704	66,704
当 期 変 動 額 合 計	—	311,662	66,704	66,704	378,366
当 期 末 残 高	△406,664	4,849,172	133,843	133,843	4,983,016

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品 個別法

原 材 料 移動平均法

仕 掛 品 機械は個別法
部品は移動平均法

貯 蔵 品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 31年～38年

機械装置 9年～10年

無 形 固 定 資 産

（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月20日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物	18,950千円
土地	9,783千円
計	28,734千円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	380,000千円
1年内返済予定の長期借入金	231,630千円
長期借入金	518,359千円
計	1,129,989千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,260,500千円

3. 偶発債務

下記会社のリース会社とのリース契約等に対する債務について債務保証を行っております。

鄭州市鑽石精密製造有限公司	40,681千円
無錫高晟成型科技有限公司	22,208千円
吳江翔実模具有限公司	10,378千円
その他（13社）	50,304千円
計	123,573千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。

短期金銭債務	41,275千円
--------	----------

5. 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関4社と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,700,000千円
借入実行残高	520,000千円
差引額	2,180,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高	297,095千円
販売費及び一般管理費	10,082千円
営業取引以外の取引高	4,960千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	599,294株	— 株	— 株	599,294株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

①流動資産

たな卸資産評価損	75,655千円
未払費用	34,585千円
その他	10,238千円
評価性引当額	△75,655千円
計	44,824千円

②固定資産

投資有価証券評価損	56,219千円
減価償却累計額	42,474千円
退職給付引当金	31,260千円
長期未払金	15,449千円
機械装置	10,405千円
その他	4,374千円
評価性引当額	△108,794千円
繰延税金負債（固定）との相殺	△23,031千円
計	28,357千円
繰延税金資産合計	73,182千円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.8%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.2%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,867千円減少し、法人税等調整額が8,272千円、その他有価証券評価差額金が2,404千円それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース取引開始日が平成20年6月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
	千円	千円	千円
機 械 装 置	84,000	70,000	14,000
合 計	84,000	70,000	14,000

なお、取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	8,400千円
1年超	5,600千円
合計	14,000千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料	10,000千円
減価償却費相当額	10,000千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

2. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

機械装置	プレジジョンセンター等
工具器具備品	マイクロSCOPE一式
ソフトウェア	販売・生産管理システム一式等

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有割合(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ジャパン・イー・エム(株)	静岡県浜松市	80,000	計測・制御機器等の製造販売	(所有) 直接 100 (被所有) 直接 — 間接 —	計測・制御機器等の購入	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1) 委託手数料の受取(注2)	— 1,960 3,000	関係会社長期貸付金 前受収益 —	150,000 256 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 委託手数料の受取については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有割合(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	和井田俣生	(所有) — (被所有) 直接 6.68 間接 —	当社名誉会長	土地及び構築物の売却(注1) 報酬の支払(注2)	30,300 10,800	— —	— —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 遊休資産となっていた物件を売却したものであり、売却額は不動産鑑定士の鑑定価格を採用しております。
2. 報酬額については、名誉会長としての経営全般に関する助言等の対価として、協議の上決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	775円12銭
1株当たり当期純利益	52円48銭

その他

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社 和井田製作所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 浩彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社和井田製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社和井田製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月20日

株式会社 和井田製作所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安田 豊 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 浩彦 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社和井田製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月27日

株式会社 和井田製作所 監査役会

常勤監査役 土田 民和 ㊞

社外監査役 渡邊 一 ㊞

社外監査役 山下 英一 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題と認識しており、配当政策につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、当社グループの業績に応じた配当を安定的かつ継続的にを行うことを基本方針としております。以上の方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき8円 総額 51,429,648円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行するために、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結できるようにすることによって有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするべく、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

このほか、法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の予選に関する規定を定款第21条として新設し、また、資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第38条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条及び第44条を削除するものであります。

その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 第 5 条～第 6 条 (条文省略) (<u>自己の株式の取得</u>) 第 7 条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 (条文省略) 第 9 条～第 19 条 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 20 条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)	第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人 第 5 条～第 6 条 (現行どおり) (削 除) (単元株式数) 第 7 条 (現行どおり) 第 8 条～第 18 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) (新 設) (任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設) (新 設) 第23条～第24条 (条文省略)	(選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (補欠の監査等委員である取締役の予選の効力) 第21条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、<u>当該選任決議のあった株主総会後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任 期) 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)<u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除) 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第23条～第24条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新 設) 第26条～第28条 (条文省略) (報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。 第5章 監査役および監査役会 (員 数) 第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の決定の委任) 第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 第27条～第29条 (現行どおり) (報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。 (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(任 期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削 除)
(監査役会規則) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。	(削 除)
(報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) 第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。</u> (新 設) (新 設) (新 設) 第6章 会計監査人 第39条～第40条 (条文省略) (報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。	(削 除) 第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) 第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会規則) 第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。</u> 第6章 会計監査人 第34条～第35条 (現行どおり) (報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。

現 行 定 款	変 更 案
第 7 章 計 算 (事業年度) 第42条 (条文省略) (新 設) (剰余金の配当の基準日) 第43条 (条文省略) (新 設) <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (中間配当) 第44条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u> (剰余金の配当の除斥期間) 第45条 (条文省略) (新 設) (新 設)	(事業年度) 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> (剰余金の配当の基準日) 第39条 (現行どおり) <u>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3 前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (削 除) (剰余金の配当の除斥期間) 第40条 (現行どおり) 附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>当会社は、第86回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行しますので、取締役全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
1	わ い だ み つ お 和井田 光 生 (昭和22年2月11日生)	昭和46年6月 当社入社 平成3年8月 営業部長 平成7年9月 取締役営業部長 平成8年1月 取締役営業本部長兼貿易部長 平成11年5月 取締役国際部長 平成18年9月 代表取締役社長 平成21年6月 代表取締役会長 平成26年4月 代表取締役会長兼社長（現任）	426,500株
2	く ぼ あ さ よ し 久保 朝 義 (昭和24年7月5日生)	昭和51年11月 当社入社 平成8年1月 営業部長兼大阪営業所長 平成8年12月 営業部長 平成12年9月 取締役営業部長 平成16年7月 取締役営業部長兼東京支店長 平成18年9月 常務取締役営業本部長兼営業部長 平成21年12月 常務取締役営業本部長 平成22年9月 専務取締役営業部門担当 平成24年6月 専務取締役台湾関連協業担当 平成26年6月 専務取締役営業本部長台湾関連協業担当（現任）	14,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	な わ よし はる 名 和 芳 治 (昭和33年11月22日生)	平成12年4月 株式会社十六銀行北長良支店長 平成16年1月 十六コンピュータサービス株式会社総務 部長 平成18年7月 当社内部監査室長 平成19年9月 経営企画室長 平成20年9月 取締役総務部長 平成21年12月 取締役管理本部長兼経理部長 平成24年7月 取締役管理本部長 平成25年6月 取締役管理本部長安全保障輸出管理担当 (現任)	13,434株
4	ほ ら ぐ ち ひ で お み 洞 口 秀 臣 (昭和30年1月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 製造部長 平成20年11月 生産技術部長 平成22年9月 取締役製造本部長 平成24年4月 取締役本社工場長兼新分野開発室長(現 任)	8,000株
5	ふ じ い け い た 藤 井 啓 太 (昭和34年12月8日生)	昭和58年4月 当社入社 平成20年6月 第2技術部長 平成20年11月 技術部長 平成22年9月 取締役技術部長 平成24年4月 取締役技術本部長兼技術部長(現任)	7,600株
6	か さ は ら し ん す け 笠 原 信 助 (昭和23年8月18日生)	平成14年7月 株式会社シチズン精機(現 シチズンマ シナリー株式会社) 取締役製造本部長兼 計画部長 平成16年10月 株式会社シチズン精機(現 シチズンマ シナリー株式会社) 常務取締役 平成18年4月 CITIZEN MACHINERY VIETNAM, LTD. 社長 平成19年4月 株式会社ミヤノ(現 シチズンマシナリ ー株式会社) 社外取締役 平成21年4月 株式会社ミヤノ(現 シチズンマシナリ ー株式会社) 取締役副社長技術本部長 平成23年4月 シチズンマシナリーミヤノ株式会社(現 シチズンマシナリー株式会社) 常務取締 役 平成24年6月 シチズンマシナリーミヤノ株式会社(現 シチズンマシナリー株式会社) 顧問 平成25年7月 当社顧問 平成26年6月 取締役事業戦略担当(現任)	1,900株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
1	たむら たかし 田 村 孝 至 (昭和29年4月7日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年11月 製造部長 平成25年4月 内部監査室長（現任）	25,000株
2	わたなべ はじめ 渡 邊 一 (昭和27年12月8日生)	昭和53年4月 商工中金入庫 昭和61年4月 岐阜県弁護士会登録 昭和62年4月 渡邊一法律事務所開設 平成4年9月 当社監査役（現任）	8,000株
3	やました えいち 山 下 英 一 (昭和33年12月30日生)	昭和60年5月 日本税理士連合会登録 昭和60年5月 山下英一税理士事務所開設 平成6年9月 当社監査役（現任）	24,000株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊一氏及び山下英一氏の両名は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
- (1) 渡邊一氏につきましては、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われたコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏は独立役員（社外取締役）となる予定です。
- (2) 山下英一氏につきましては、直接企業経営に関与した経験はありませんが、税理士として培われた財務及び会計等に関する専門的な知識・経験を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏は独立役員（社外取締役）となる予定です。
3. 各氏の選任が承認された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額（最低責任限度額）となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成20年9月17日開催の第79回定時株主総会において「年額240,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）」とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額240,000千円以内（うち社外取締役分年額20,000千円以内）」と定めること、及び、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものであります。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は6名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額45,000千円以内」と定めること、及び、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第 7 号議案 役員賞与支給の件

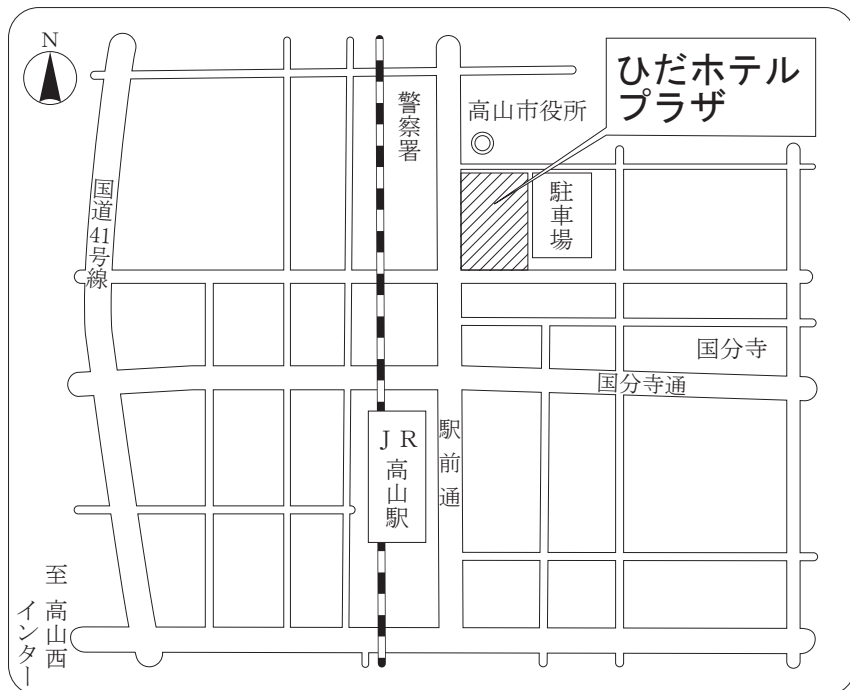
当期末時点の取締役 6 名及び監査役 3 名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額40,000千円（取締役分33,500千円、監査役分6,500千円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各氏に対する具体的金額、支給の時期等につきましては、取締役については取締役会の決議に、監査役につきましては監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場のご案内

会 場 岐阜県高山市花岡町二丁目60番地
ひだホテルプラザ 喜多館 3階 吉祥の間
電 話 (0577) 33-4600



交通機関 J R 高山本線 高山駅下車 徒歩10分